

徳島県告示第二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人喜久寿会	徳島市南末広町四番七〇号	喜久寿会デイサービスセンター	徳島市福島一丁目三番四号	通所介護	令和二年一月一日
有限会社オルト商事	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	デイサービス二輪草	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	同	同
医療法人田岡会	三好市池田町シマ九三四番地六	医療法人田岡会老人保健施設すこやか	三好市池田町シマ九二七番地二	通所リハビリテーション	同